

会社法制（企業統治等関係）の見直しに向けた会社法改正について

執筆者：弁護士 設楽 公晴/ 弁護士 岡本 高太郎

June 2019

In brief

法務省法制審議会の会社法制（企業統治等関係）部会は、2019年1月16日、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（案）」（以下、「要綱案」といいます。）を決定しました。要綱案は、2月14日、法制審議会総会で承認されています。

要綱案が取り扱う会社法改正は、(1) 株主総会に関する規律の見直し、(2) 取締役等に関する規律の見直し、そして、(3) その他の事項に大別されますが、その具体的内容は、株主総会資料の電子提供制度、株主提案権の制限、取締役等へのインセンティブ報酬等に係る規律の整備、社外取締役の活用、社債管理制度の整備、組織再編としての株式交付制度の創設など広範囲にわたります。

従来、政府は、要綱案に基づく会社法改正法案を2019年通常国会に提出し、2020年4月の改正法施行を目指していましたが、報道によると、政府は同法改正法案を通常国会へ提出することを断念し、現在、2019年秋の臨時国会への提出を目指しているようです。要綱案の主題の1つにコーポレート・ガバナンスの強化がありますが、その議論の最中、日産自動車前会長による金融商品取引法違反及び特別背任事件が発覚し、このことが立法スケジュールに影響したことは想像に難くありません。もともと要綱案には、改正法案の提出まで具体的内容がどうなるのか分からない部分が残されていましたが、日産自動車事件を受け、臨時国会では要綱案の再検証まで行われる可能性があり、今後の会社法改正に向けた議論の行方を見守っていくことが重要です。

※なお、本ニュースレターに続き、各改正項目についてより詳細なニュースレターを順次発行していくことを予定しています。

In detail

要綱案の主題の1つは、脆弱な企業統治がわが国企業の収益力向上を妨げているという国内外からの批判に応えるため、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指す点にあります。上場会社に対し社外取締役の選任を義務づけることについては従前から経済界からの反発が強く、2014年の会社法改正でも導入が見送られた経緯がありましたが、要綱案は、すべての上場会社に対し社外取締役選任を義務づけ、それ以外にも社外取締役の新しい役割を制度化する等、社外取締役の積極的活用に途を開いています。

上記のとおり、要綱案は、大別して、(1) 株主総会に関する規律の見直し、(2) 取締役等に関する規律の見直し、および、(3) その他の事項に分類されますが、それぞれのポイントは以下のようになります。

1. 株主総会に関する規律の見直し

(1) 株主総会資料の電子提供措置

従来、株主総会資料を電子提供(ウェブサイトへの掲載、電子メールによる送信等)するには、株主の個別同意が必要でしたが、要綱案では、定款に規定を置くことにより、株主の個別同意を必要とすることなく、株主総会資料の電子提供が可能になります。

この点について、振替機関が取り扱う株式の発行会社(上場会社等)は、電子提供措置に関する定款規定を設けなければならない、かつ、改正法施行日における上場会社等は、施行日を効力発生日としてこの定款変更決議を行ったものとみなされます。この結果、すでに株式を証券取引所に上場する会社及びこれから株式上場しようとする会社は、電子提供措置の導入を義務づけられることとなります。

(2) 株主提案権の制限

従前、株主の議題提案権(会社法 303 条)、議場における議案提出権(同 304 条)、及び、議案事項の通知請求権(同 305 条)について、議案数や提案内容に関する制限は法定されていませんでした。しかし、一部の上場企業において、著しく不適切かつ濫用的な株主提案権の行使事例が認められ、これらを株主権の濫用と断ずる裁判例が出されたことを契機として、要綱案では、会社が、1 人の株主が提案可能な議案の数を制限したり、不適切な目的等による株主提案を制限できることが認められました。

2. 取締役等に関する規律の見直し

(1) 取締役等への適切なインセンティブの付与

取締役の報酬等に関する現行法の規律は、もっぱら取締役による「お手盛り」を防止するという観点からなされています。この結果、株主総会は取締役全員の報酬等の総額のみを決定し、各取締役の報酬等の額の決定は、代表取締役その他一部の上席役員に一任するという実務慣行が広く認められており、これが取締役会による代表取締役の業務監督機能を弱めているという批判がありました。

要綱案は、一部の会社(監査役会設置会社、監査等委員会設置会社)の取締役会に対し、取締役個人の報酬等の内容についての決定に関する方針の策定を義務づけました。

また、これまで特に役員等のインセンティブ報酬について定めた実体法上のルールが存在しませんが、この点について、要綱案では、①取締役に対し金銭でない報酬等を支給する場合、その内容(法務省令で定める事項)を株主総会の決議で定めるべきこと、②上場会社とその取締役に対し報酬等として募集株式や新株予約権を発行する場合、現行法の規律(法 199 条、236 条等)を緩和できること、及び、③公開会社は、役員等の報酬等につき事業報告での情報開示を充実させるべきことが定められました。

(2) 社外取締役の活用等

要綱案では、社外取締役を設置している株式会社において、会社と業務執行取締役の間に利益相反があり、当該取締役が業務を執行することにより株主の利益が害されるおそれがある場合、会社は、取締役の決定又は取締役会決議に基づいて、社外取締役に対し会社の業務執行を個別に委任できることが認められました。この結果、例えば、マネジメント・バイアウトや親子会社間の取引において、取締役自身と会社、又は、親会社と少数株主の間の利益相反が生じるケース等において、社外取締役が積極的に活用されることが期待されています。

(3) 社外取締役設置の義務化

冒頭記載したとおり、従前、上場会社等に社外取締役の設置を義務づけることについては経済界からの強い反発がありました。

会社法上、大会社である公開会社は、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社又は監査役会設置会社のいずれかとなりますが、これまでは、金融商品取引法が適用される上場会社等は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社である場合を除き、つまり、監査役会設置会社(公開会社・大会社)である場合には、社外取締役の設置は義務づけられていませんでした。ただ、そうした会社が社外取締役を設置しない場合には、定時株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明し、かつ、事業報告の内容とすることが義務づけられるにとどまっていた。

要綱案では、監査役会設置会社(公開会社・大会社)であっても、有価証券報告書を提出する義務を負う会社(金商法 24 条 1 項)は、社外取締役を設置することが義務づけられます。

3. その他(株式交付制度の創設など)

上記 2 つの分類に属しない法改正は、①社債管理の合理化(社債管理補助者制度の創設等)、②株式交付制度の創設、③その他(会社役員等の責任追及等の訴えにかかる訴訟における和解ルールの整備、議決権行使書面の閲覧等、株式の併合等に関する事前開示事項の整備、会社の登記事項の見直し、取締役等の欠格事由の整備等)と多岐にわたります。これらのうち、もっとも注目すべきは、新しい組織再編行為としての株式交付制度の創設と考えられます。

株式交付手続は、株式会社である買収会社が、買収対象会社の株主からその株式を譲り受けるのと引換えに、その対価として、買収会社自身の株式を交付することにより対象会社の子会社化を達成できるようにする手続です。本来、買収会社と対象会社の株主の間の相対取引であるものを会社法上の組織再編行為として構成することにより、現行法では難しい(100%ではない)「部分的親子会社関係」の創設を可能としたり、現物出資に適用される法規制を回避できるようしたりすることが目的です。

要綱案の策定段階では、対象会社の範囲を日本法人にとどまらず、外国法人にも広げることにより、わが国企業が株式交付手続を活用して外国法人を子会社化する途が開けるという議論がありました。しかし、今回の法改正では、対象会社となり得るのは日本法人に限られる見込みです。

今後、株式交付手続の税制適格の要件や、想定株式数を超える株式保有株主から応募があった場合の取扱い等を含め、税法、金融商品取引法など関連法に基づく制度との整合性をとる議論が本格化する見込みです。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話：03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

設楽 公晴

03-5251-2693

kimiharu.shidara@pwc.com

弁護士

岡本 高太郎

03-5251-2798

kotaro.okamoto@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、弁護士による法的助言の代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士等の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、PwC 弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。